横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年３月横浜市規則第10号）　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| （新設） | （出産被保険者の保険料の減額）  第12条の３　条例第19条の２の規定に基づき、世帯に出産被保険者（令第29条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該世帯の納付義務者に対して賦課する当該年度分の保険料賦課額を減額する。この場合において、減額後の保険料賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  ２　前項の規定に基づき減額する額は、当該世帯に属する各出産被保険者につき算定した賦課期日の属する年の前年の所得に係る条例第15条第１項に規定する基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の１を乗じて得た額及び当該年度分の被保険者均等割の保険料率（第12条第３項各号に掲げる世帯の場合には、被保険者均等割の保険料率から、それぞれ当該保険料率に同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除して得た額）に12分の１を乗じて得た額の合算額に、当該出産被保険者の出産予定月（令第29条の７第５項第９号に規定する出産予定月をいう。以下同じ。）の前月（多胎妊娠の場合には、３箇月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額の合算額の総額とする。 |
| （所得等の把握）  第12条の３　（本文省略）  （申立書）  第12条の４　（本文省略）  （特例対象被保険者等に係る届出）  第12条の５　（本文省略） | （所得等の把握）  第12条の４　（本文省略）  （申立書）  第12条の５　（本文省略）  （特例対象被保険者等に係る届出）  第12条の６　（本文省略） |
| （新設）  別表  （１の項から35の項まで省略）    　　　（37の項から68の項まで省略） | （出産被保険者に係る届出）  第12条の７　出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。  (1)　世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号  (2)　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号  (3)　出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の２で定める場合には、出産の日。以下同じ。）  (4)　単胎妊娠又は多胎妊娠の別  (5)　その他区長が必要と認める事項  ２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  (1)　出産の予定日を明らかにすることができる書類  (2)　多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類  (3)　出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類  ３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６箇月前から行うことができる。  ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、区長は、第１項の届出書及び第２項の添付書類により明らかにすべき事項を他の方法によって確認することができる場合は、その提出又は添付を省略させることができる。  別表  （１の項から35の項まで省略）    　　　（37の項から68の項まで省略） |